

## 公の施設の使用料及び利用料金の適正化に関する基本方針（案）

### 1 使用料及び利用料金の見直しの目的

本市では、市民サービスの向上と行政運営の適正化と効率化を目指し行政改革の取組みを進めているが、人口減少や物価高、賃金上昇といった喫緊の課題への対応など、本市を取り巻く環境が変化しており、財政運営は厳しさを増している。

このような中、公の施設の維持経費も人件費や物価上昇等の影響により増大しており、これまでの公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）では、将来にわたって安定した行政サービスを提供することに影響が生じている。

このことから、使用料等について、受益者負担の公平性と適正化に努めることとし、以下のとおり「使用料及び利用料金の適正化に関する基本方針」を定めるものとする。

なお、この基本方針は、使用料等の算定についての基本的な考え方を示すものであり、個々の施設の事情や政策的な料金設定を妨げるものではない。

### 2 基本方針（案）

使用料等の算定は、原則、以下の算定基準により求める。

#### (1) 面積により求める場合（使用料等）

**1 m<sup>2</sup>の1時間当たりの必要経費を算出し料金を算定**

新料金 =  $\frac{\text{施設の維持経費}}{\text{利用可能全体面積} \div \text{年間利用可能時間}} \times \text{部屋面積} \times \text{利用時間} \times \text{利用者負担割合}$



施設の維持経費 ÷ 利用可能全体面積 ÷ 年間利用可能時間

【施設例】

文化会館、庄川生涯学習センター、砺波農村環境改善センター、庄川農村環境改善センター、出町子供歌舞伎曳山会館（使用料）、チューリップ四季彩館（使用料）

など

#### (2) 人数により求める場合（入館料等）

**1人当たりの必要経費を算出し料金を算定**

新料金 =  $\frac{\text{施設の維持経費}}{\text{年間最大利用者数} \times \text{年間開館日数}} \times \text{利用者負担割合}$



1日当たり収容可能人数 × 年間開館日数

【施設例】

庄川健康プラザ、出町子供歌舞伎曳山会館（入館料）、チューリップ四季彩館（入館料）、パットゴルフ場、パークゴルフ場

など

#### (3) 学校施設やスポーツ施設の場合

**現在の使用料等を基に維持経費の増減分を考慮して料金を算定**

【施設例】

砺波体育センター、庄川体育センター、砺波総合運動公園、向山健民公園、地域体育館、小・中学校体育館、地域開放ホール

など

### 3 各値について

#### (1) 利用者負担割合について

利用者負担割合は、「公共的で民間では提供されにくいが市民が日常生活に必要（必需的）なサービス」は低く設定し、「民間でも類似のサービスが提供され特定の市民が利用（選択的）するサービス」は高く設定する。

利…利用者負担割合、公…公費負担割合

	選択的サービス	中 間	必需的サービス
公共的	利50% 公50% ・文化施設（会議室を除く） ・博物館等	利25% 公75%	利0% 公100% ・公園           ・学校 ・図書館
中 間	利75% 公25% ・福祉施設           ・産業系施設 ・文化センター       ・文化施設（会議室） ・レクリエーション施設	利50% 公50%	利25% 公75% ・保健施設
民間的	利100% 公0% ・集会施設           ・保養施設	利75% 公25%	利50% 公50%

#### (2) 施設の維持経費について

原則、イニシャルコストは市（公費）負担、ランニングコストは利用者と市（公費）の負担とする。

#### (3) 利用可能全体面積について

- ・利用可能全体面積は、原則、貸出可能な部屋面積の合計とする。
- ・共用部分は、原則、市（公費）負担とし含めない。

#### (4) 1日当たり収容可能人数について

原則、消防法に基づく収容人員の算定要領を基本とする。

### 4 料金差について

1時間当たり単価について、原則、以下のとおりとする。

なお、1時間当たり単価の差異は、原則、施設分類毎に統一する。

項 目	料金設定（1時間当たり単価）の考え方
曜日	平日 < 土日祝
時間帯	午前 = 午後 ≤ 夜間
長時間利用	午前 > 長時間利用（午前+午後、午後+夜間、午前+午後+夜間 の通し利用）

## 5 激変緩和措置について

新料金が現在の使用料等よりも急激に上昇することを防ぐ激変緩和措置として、人件費や物価の過去10年の上昇分や他市の例を踏まえ、見直し後の使用料等が上昇する上限を、原則1.5倍とする。

## 6 スケジュール

年 月	会議等	内 容
R 8. 3. 13	行政改革市民会議	基本方針（案）の <u>提示</u>
R 8. 3. 16～31	パブリックコメント	基本方針（案）の <u>意見聴取</u>
R 8. 4. 1	行政改革推進本部会議	基本方針（案）の <u>決定</u>
R 8. 4～6	各課・総務課	使用料・利用料金の確認・見直し <u>作業・調整</u>
R 8. 9	議会	使用料・利用料金の新料金議案の <u>提出・可決</u>
R 9. 4		使用料・利用料金の新料金の <u>施行</u>

※使用料等については、原則、5年程度で見直しを行う。